

## 第20回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成26年(2014年)7月7日(月)13時30分～16時30分

◇ **場 所** 横須賀市役所 3号館3階302会議室

### ◇ **議 事**

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1)委員長の選出                             | 資料1・2 |
| (2)職務代理者の指名                           | 〃     |
| (3)専門部会委員の指名                          | 〃     |
| (4)平成25年度景観法・景観条例等の運用状況について(報告)       | 資料3   |
| (5)平成25年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告)        | 資料4   |
| (6)平成26年度都市景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について(報告) | 資料5   |
| (7)景観重要樹木の指定について(審議)                  | 資料6   |
| (8)平成25年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開    | 資料7   |
| (9)景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開     | 資料8   |

### ◇ **出席者**

委員12人

曾根幸一、田口敦子、河上俊昭、菊竹雪、国吉直行、小林正美、白木義治、富澤喜美枝、松下啓一、増田務、宮川雅子、山畑信博  
(欠席1人 吉田慎悟)

事務局7人

都市部長・長島洋、市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・木下光雄、  
屋外広告物係長・遠藤盛久、主任・境高宏、渡辺恵、岩崎純子

◇ **傍聴人** 0人

### ◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員12人のうち11人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、増田委員と宮川委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

### 1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、曾根委員を委員長に決定した。

### 2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として田口委員を指名した。

### 3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会委員として国吉委員、小林委員、吉田委員を指名した。

また委員長から、屋外広告物の案件があった場合に専門部会に出席する専門部会委員として、田口委員を指名した。

### 4. 平成25年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

(1) 事務局から説明

資料3のとおり。

(2) 質疑・意見等

なし。

### 5. 平成25年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から説明

資料4のとおり。

(2) 質疑・意見等

●質問（曾根委員長）

屋外広告業登録と特例屋外広告業登録の違いは何か。

○回答（事務局）

神奈川県へ登録した屋外広告業者は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市それぞれへ届出をすれば、登録したものとみなすという制度。本来は各市へ登録が必要だが、県へ登録すれば特例で認めるという意味で「特例」という言い方をしている。

■意見（田口委員）

他都市で問題になっているが、許可申請件数が実際に掲出されている物件の20%く

らいという事例がある。実態調査をしたほうがよいのではないか。

○回答（事務局）

本市においても、全域を調査するのは難しいので、エリアを決めて調査予定である。全国チェーン店には、これまで適正に継続していないところが多かったので、連動できる部分は横並びで指導していく予定。調査結果については、次回報告する。

●質問（曾根委員長）

地域の商店街では、シャッター街になることが問題になっているが、商店街組合と行政はコネクションがあるのか。

○回答（事務局）

商店街の場所によって関係の濃淡はあるが、例えば広告景観推進協力員による景観美化パトロール活動の対象地域は商店街が多く、協力を得て行っている。

■意見（小林委員）

最近、チェーンストアが商店街の組合に入らず、協力的ではないというケースが多いと聞く。

■意見（田口委員）

そのようなケースは商店街から働きかけることは難しいので、コンプライアンスの面から訴えて指導していく必要がある。

## 6. 平成 26 年度景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について（報告）

（1）事務局から説明

資料5のとおり、事業を実施する。

（2）質疑・意見等

【都市景観推進事業について】

●質問（富澤委員）

景観重要建造物について、検討に値する物件は見当たらないと考えているのか。

○回答（事務局）

建造物については、一度指定すると除却が簡単にできない等様々な法的拘束がある。また、維持管理の補助や固定資産税減免等を考慮して指定することになるが、これらを踏まえ指定に値するものがなかった。建物のデザインや歴史的な保存価値があるものについては景観賞で表彰している。

■意見（富澤委員）

景観賞は、風景と建造物が一体化してすばらしい街並み景観を形成している、また、横須賀の歴史や文化を伝え後世に寄与する建造物を表彰すべきであり、最近では建築デザイン的に目新しい建物が多いように感じる。まちづくりにとって景観は大切な要素であるから、表彰後の活用を含めてのありようを考えることも必要である。

○回答（事務局）

過去には古い建物や近代建築といわれるものを選定しており、新しいものを表彰の対象としているわけではない。

●質問（小林委員）

景観賞選定は、当初学識者が入って審査していたということだが、現在、市職員だけで審査しているのはなぜか。

○回答（事務局）

本市の附属機関の全般について見直しがあり、景観賞の選定委員については庁内で構成した委員とすることとした。

■意見（松下委員）

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項について、要綱設置で委員会を設置するのは違法という判決が出たため制度が見直されたためであろう。要綱設置では法的に問題があるなら、条例設置にするなどして、その制度自体を廃止するのではなく、もっと工夫できたのではないか。

○回答（事務局）

今回のことは反省材料として、景観協議会等活用しながら考えていく。

●質問（菊竹委員）

サインデザインマニュアルのなかで、サインの多言語化はどのように扱っているか。

○回答（事務局）

外国語表記は英語を基本として必要に応じてその他の言語で行うと定めている。

■意見（菊竹委員）

言語が増えると情報量が多くなり、サインとして伝わりづらく、わかりにくいというジレンマがある。

今後、新しい技術を用いた多言語化のサインが進むと思われるが、そういうことを踏まえたマニュアルの調整を行っていただきたい。

■意見（田口委員）

1990 年代は、多言語で併記したほうがいとされていたが、膨大な情報量になるので、現在は世界的に英語で統一している。スイスでは 4ヶ国語を自国語としているが、自国語と外国語で表記するととてもわかりづらいので街中の公共サインは英語に統一している。絵文字も国際化していて、アメリカの運輸省が定めたものに準じて国際的な基準が定められている。

#### 【屋外広告景観推進事業について】

意見、質問、特になし。

## 7. 景観重要樹木の指定について（審議）

（1）事務局から説明

資料 6 のとおり。

（2）質疑・意見等

■意見（曾根委員長）

維持管理費として税金が使われているのか。

○回答（事務局）

大がかりな管理は市が行っているが、除草や掃除等は坂本まちづくり協議会に協力してもらっている。

●質問（宮川委員）

アンケート調査の対象は 3 協議会ということだが、横須賀市には大きいまちづくり協議会は 3 つしかないということか。

○回答（事務局）

事務局である市街地整備景観課の中にまちづくり支援係があり、そこで一緒にまちづくりを進めているのはこの3協議会である。

●質問（宮川委員）

今回は坂本エリアから選出されたわけだが、限られたエリアからの選出になるのか。

○回答（事務局）

来年度以降は民間の樹木も含め、また、アンケート調査の対象についても、まちづくり協議会に限らず選出することを考えたい。現在、市が行政センター設置単位で地域運営協議会を作ろうとしており、地域共通の事案についてはその地域運営協議会で決めていくことを検討している。

■意見（小林委員）

このような活動をしていても市民にあまり知られていないのはもったいない。既存の協議会で調査をするだけでなく、中高生等に対し広く写真コンテスト等を開催してはいかがか。

■意見（曾根委員長）

現在、学校と連携した地域活動の取組みがある。親子を集め、街の模型を作らせると、そこで初めて都市計画や都市景観について理解してもらえる。学校教育を通じて知ってもらうことが大切だ。

■意見（国吉委員）

景観重要樹木という名前自体が堅くて、わかりづらい。

■意見（松下委員）

従前の自治会単位だと小さすぎて子供もいない。地域運営協議会という大きな単位で活動していく場合、核となって共有できるものが必要になる。

●質問（山畑委員）

横須賀市の景観重要樹木については、学校で、地域や景観のことを考えさせる公益的なツールとして活用しているのか。もっと積極的に子供のために活用していけば次世代に繋げることができる。

○回答（事務局）

お願いはしているが、現在学校などで景観重要樹木を利用した行事等は行っていない。

## 8. 平成 25 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

## 9. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

閉会

以上